

令和7～9年度(2025～2027年度) 八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務受託(単価契約)
事業者選定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「令和7～9年度(2025～2027年度) 八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託(単価契約)」に係る候補者の評価に関し、事業実施に適した事業者を公正かつ厳正に判断し、決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(選定方法)

第2条 受託事業者の選定にあたっては、「令和7～9年度(2025～2027年度) 八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託(単価契約)事業者選定実施要領」に基づき、前条の目的に資するように、プロポーザル方式(公募型)により、評価を行う。

(評価会の設置)

第3条 前条に定める評価を公平かつ公正に実施するため、令和7～9年度(2025～2027年度) 八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託評価会(以下「評価会」という。)を設置する。

1 評価会は別表1に掲げる者を参加者とする。

(評価会の所掌事項)

第4条 評価会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 1 受託候補者の評価に関すること。
- 2 その他、受託候補者の評価に関し、評価会が必要と定めた事項。

(定足数)

第5条 評価会は、総数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(秘密の保持)

第6条 参加者は、評価会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第7条 参加者は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第8条 評価会の庶務は、健康医療部成人健診課が行う。

(謝礼)

第9条 評価会の参加者への謝礼は支払わないものとする。

(その他)

第10条 評価会の運営等に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年（2025年）3月31日をもって、その効力を失う。

別表1

健康医療部長
健康医療部保険年金課長
東京都国民健康保険団体連合会保健師
健康医療部東浅川保健福祉センター館長